

資料 3-(3)

地域生活交通導入に係るマニュアル策定について

令和 7 年度第 1 回岸和田市地域公共交通協議会

令和 7 年 6 月 1 2 日

今までの協議経過

協議経過

令和5年度第1回岸和田市地域公共交通協議会

- ・地域主体による生活交通の導入マニュアル策定の検討

令和5年度第2回岸和田市地域公共交通協議会

- ・マニュアル策定における対象区域について
- ・本格運行等に係る基準について
- ・今後の流れと地域取組との整理

令和6年度第1回岸和田市地域公共交通協議会

- ・モデル地区（黄金塚、春木・大芝）選定の報告
- ・検討課題の整理

令和6年度第2回岸和田市地域公共交通協議会

- ・各モデル地区の運行概要
- ・実験運行へ向けたスケジュール案

令和6年度第3回岸和田市地域公共交通協議会

- ・各モデル地区の実験運行計画及び運行ルート

令和6年度第4回岸和田市地域公共交通協議会

- ・各地区の利用状況
- ・利用促進活動について

令和7年度第1回岸和田市地域公共交通協議会

- ・各地区の実験運行の結果について
- ・今後の取組方針

生活交通導入マニュアルの策定に向けて

令和5年度 協議内容

(1) 共創による生活交通の確保の考え方

・1) 「共創」の考え方

今後も高齢化の進展により、移動に制約を受ける人たちへの移動支援がより一層求められる一方で、バスの運転手不足や収支採算性の確保など、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。

そのため、地域が主体となり、運行事業者、岸和田市の3者が適切な役割分担で共創・連携して、生活交通の確保に取り組みます。

・2) 対象地域

以下を基本的な対象地域とします。

1 公共交通空白地域

概ね鉄道駅から800m、路線バスのバス停から300m（ローズバスは200m）の範囲より外側の地域

2 上記地区に準ずる地域

路線バス等のバス停はあるものの、地域内の地形等により迂回を要するなど、公共交通の利用が困難な地域として、岸和田市地域公共交通協議会の意見を踏まえ、市長が認める地域

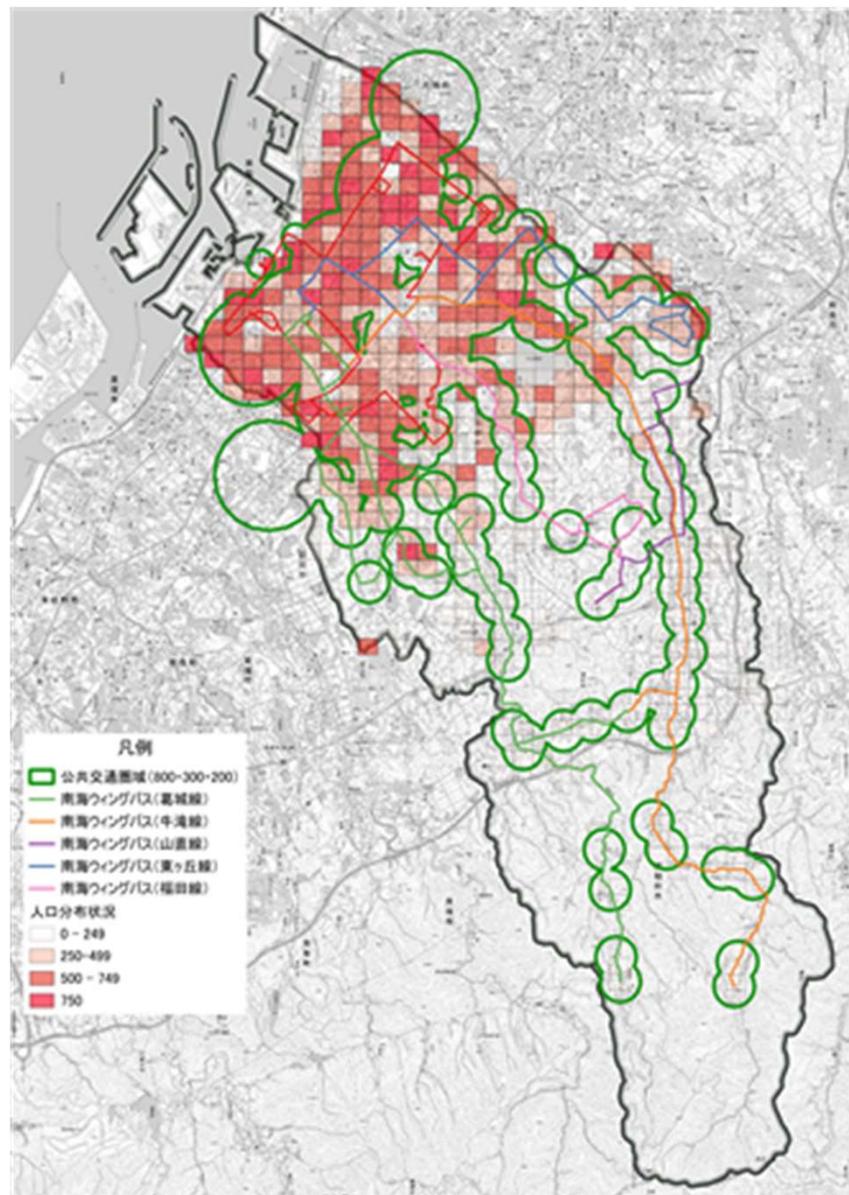


図 公共交通サービス圏域（ローズバス ルート変更後）

黄金塚地区実験運行

実験運行 概要

	内容
主体者	事業主体：黄金塚コミュニティ交通実行委員会 運行主体：岸和田交通株式会社
運行形態	定時定路線型運行
運行区域	岸和田市黄金塚地区 ※詳細は別紙路線図参照
運行期間	令和6年12月2日～令和7年3月31日 ※年末年始（12/29～1/3）除く
運行日時	月曜日・水曜日・土曜日（祝日は除く） 9：00～17：00
運賃・決済方法	1乗車 400円（現金のみ）
運行車両	ワゴン型車両（定員10名 乗客8名） 1台 （予備車 セダン型車両（定員5名 乗客4名） 2台）

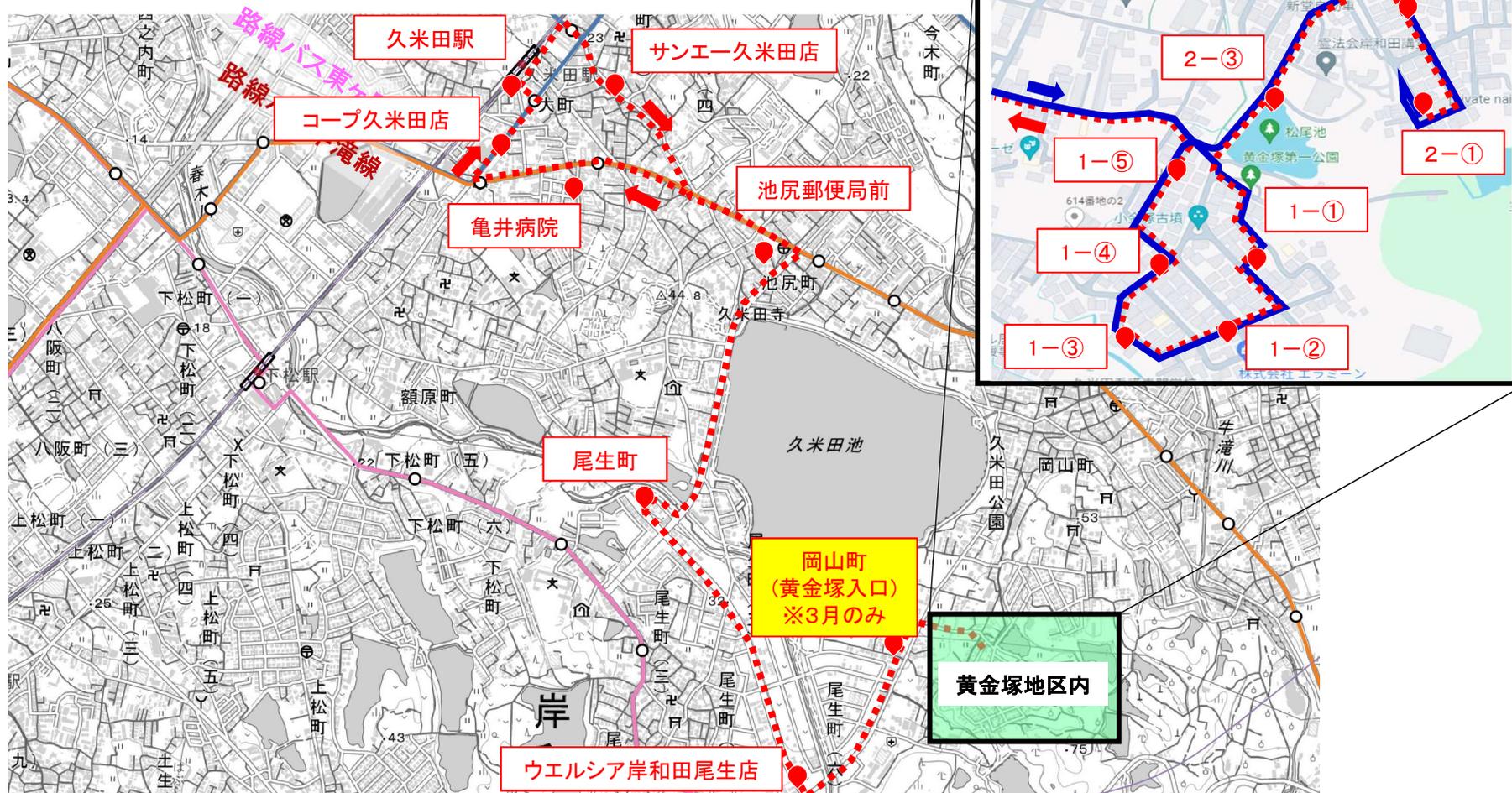
実験運行 実績

	内容
乗車人数	552人
乗合率	1.61人（12月：1.9人、1月：1.3人、2月：1.3人、3月：2.0人）
収支率	10.1%（12月：11.5%、1月：8.2%、2月：7.7%、3月：12.1%）

※乗合率：1便あたりの平均乗車人数

黄金塚地区運行路線図

路線図



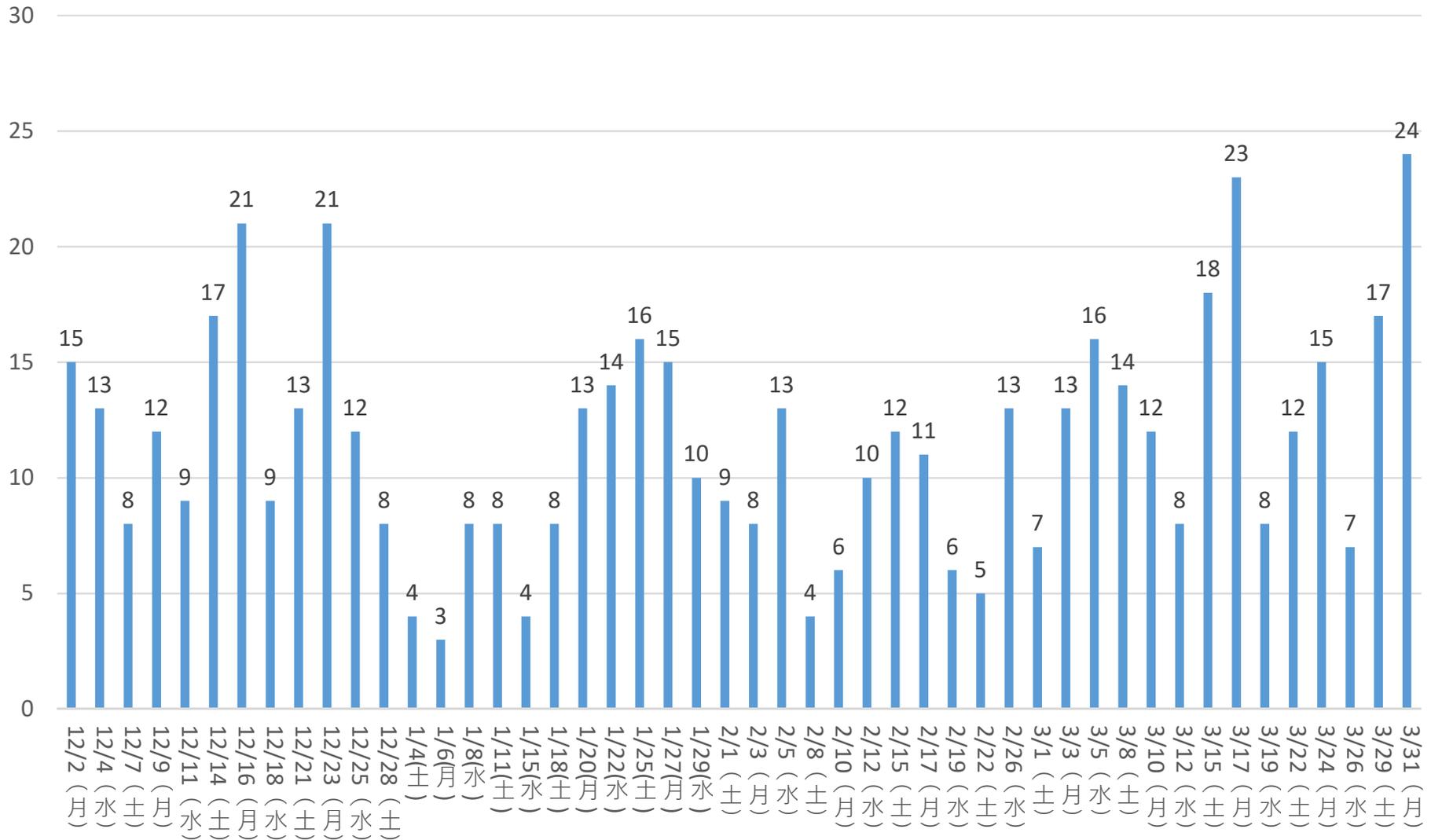
<地域の特徴>

- 人口規模：約570人
- 昭和40年代に開発された地域で、団地内は高低差あり。付近に店舗や病院などが少なく、路線バス 停留所からも遠い。
- 地区の高齢化率は岸和田市の平均を上回る。

黄金塚地区運行結果

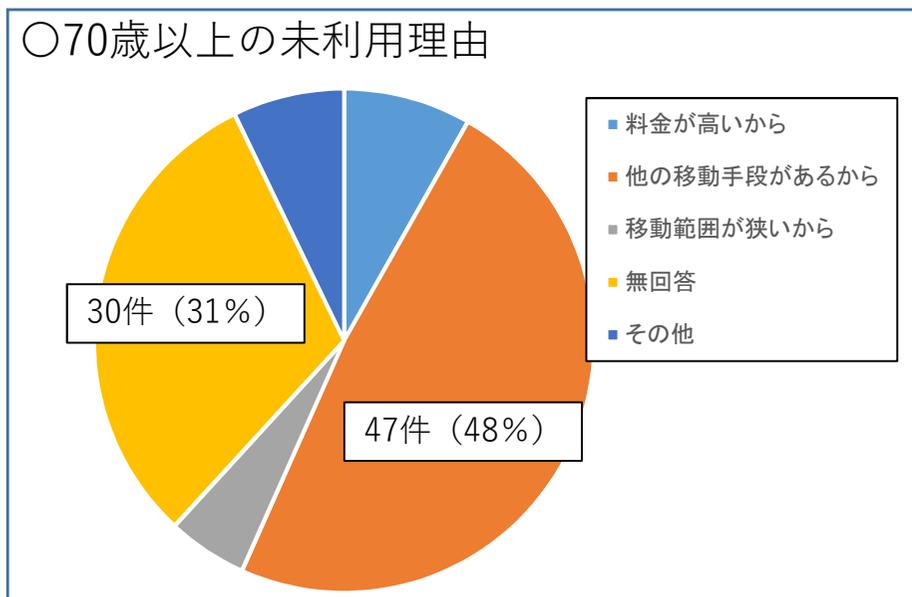
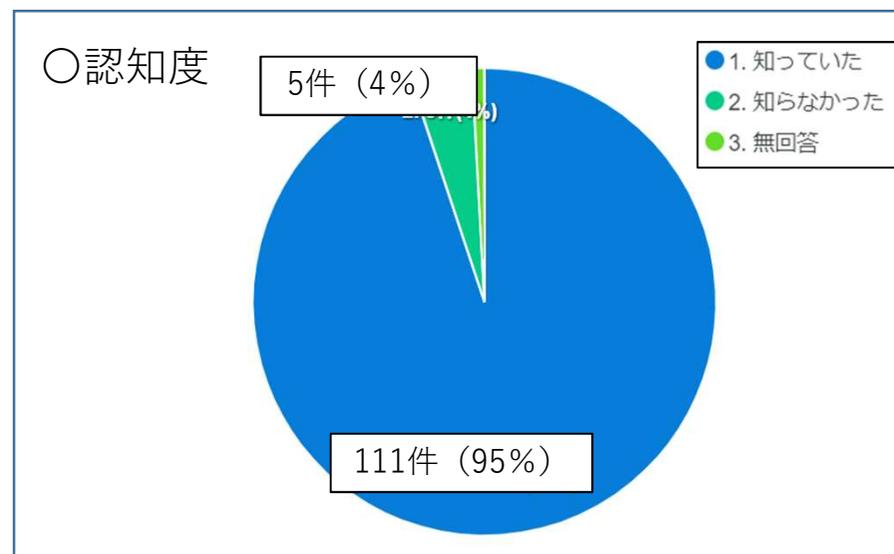
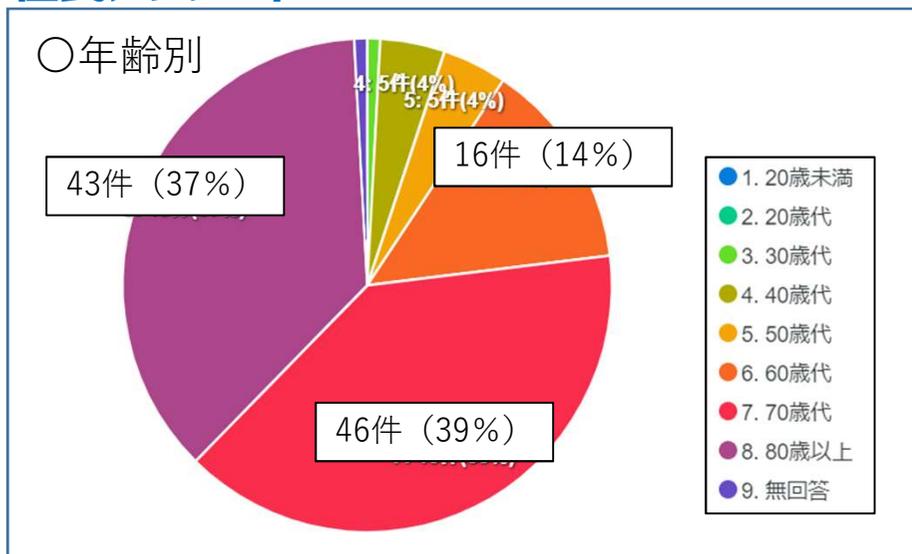
日付別乗降者数

乗降者数



黄金塚地区運行結果

住民アンケート



- ・ 利用者の75%以上が70歳以上
- ・ うち、48%が他の移動手段があることから、未利用と回答
- ・ 数年後には未利用から利用へ変移する可能性あり
- ・ 黄金塚地区での認知度は95%と、地域への周知は高水準となる

春木・大芝地区実験運行

実験運行 概要

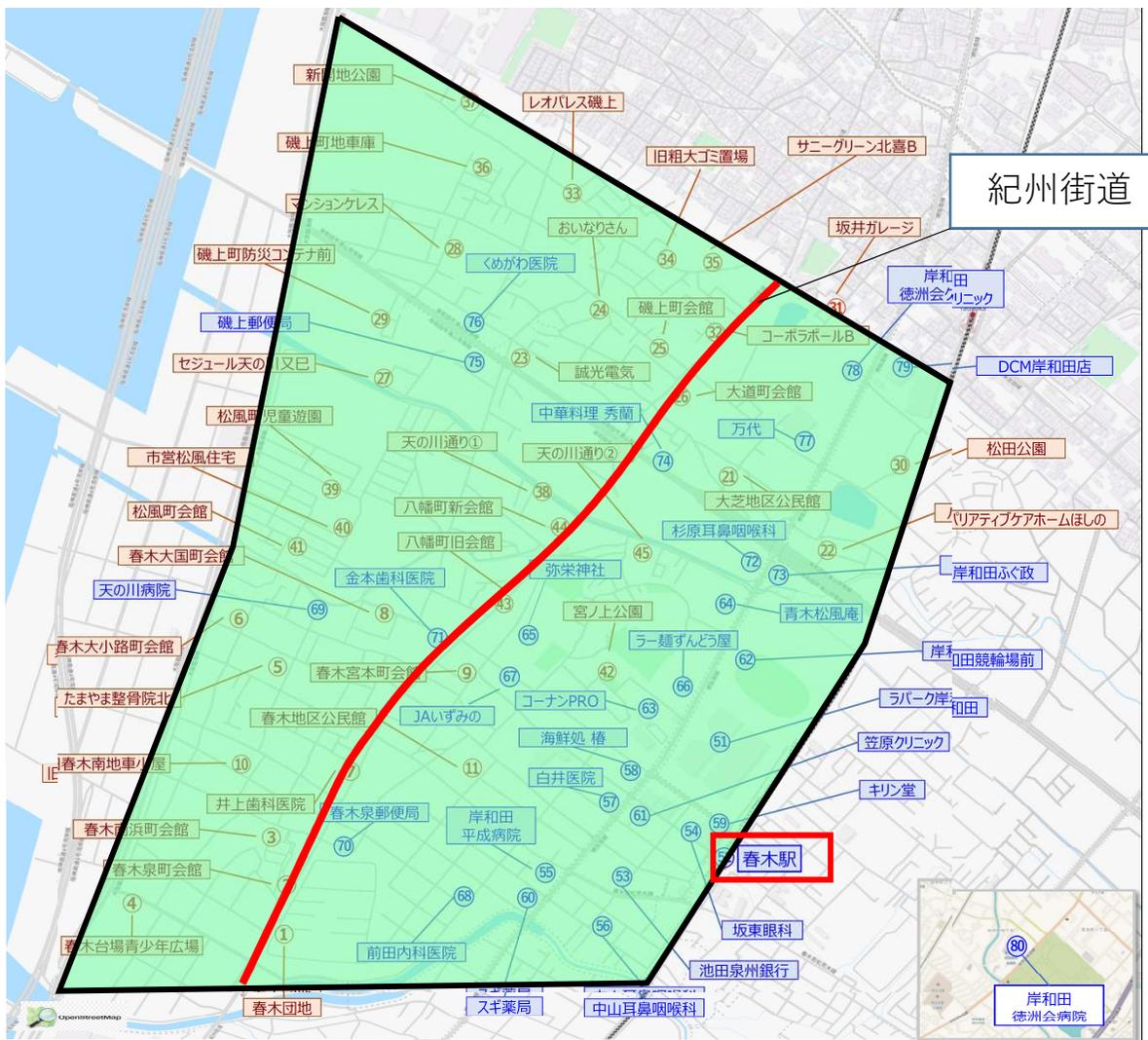
	内容
主体者	事業主体：春木大芝コミュニティ交通実行委員会 運行主体：岸和田交通株式会社
運行形態	予約制乗合運行
運行区域	岸和田市春木大芝校区 ※詳細は別紙参照
運行期間	令和6年12月2日～令和7年3月21日 ※年末年始（12/29～1/3）除く
運行日時	平日のみ 9：00～12：00、13：00～17：00
運賃・決済方法	地域内1乗車 300円、地域外1乗車 500円（12月は運賃無料）
運行車両	ワンボックス車両（乗客定員8名） 1台

実験運行 実績

	内容
会員登録者数／うち利用者	545人／106人
乗車数	504回
乗合率	1.5人 （12月：1.7人、1月：1.3人、2月：1.3人、3月：1.5人）
収支率	5.9% （12月：無料期間、1月：4.8%、2月：4.9%、3月：8.7%）

春木・大芝地区運行計画

運行区域図



- <地域の特性>
- 人口規模：約18,700人
 - 人口が集中している区域でありながら、狭路が多く通常のバス車両の運行が困難
 - 特に紀州街道より海側に位置している地域は、鉄道駅・路線バス停留所からも遠い。
 - 同地区の高齢化率は岸和田市平均を上回る。

春木・大芝地区運行結果

日付別乗降者数

チョイソコしわだ乗車件数

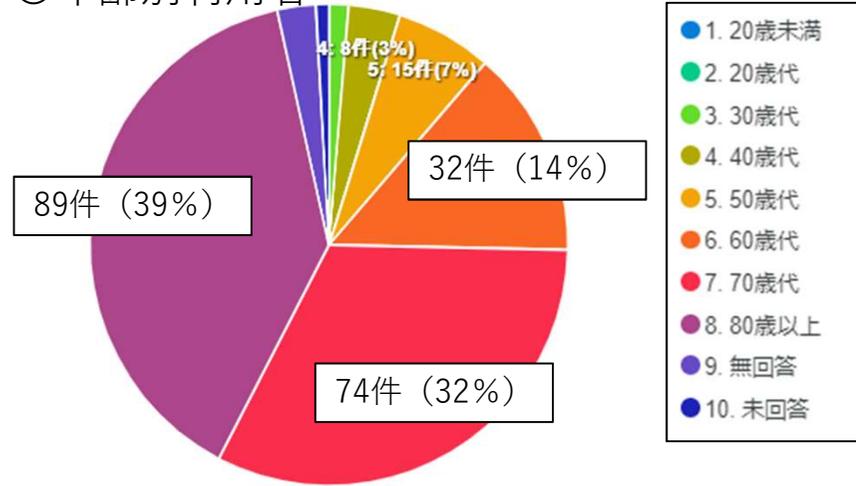


	av.	12月				1月				2月				3月					
		1w	2w	3w	4w	5w	6w	7w	8w	9w	10w	11w	12w	13w	14w	15w			
月	4.2	3	0	7	11	3	7	4	0	2	2	2	5	8	8				
火	7.6	8	16	11	7	3	7	7	6	2	7	7	10	4	12				
水	6.3	1	13	11	10	3	4	3	8	0	2	7	6	14	5				
木	7.4	11	12	3	28	2	0	5	2	5	4	9	6	15					
金	9.6	8	12	9	12	13	2	17	4	12	7	6	11	10	15				
		月平均				av. 9.7				av. 4.9				av. 4.9			av. 8.4		

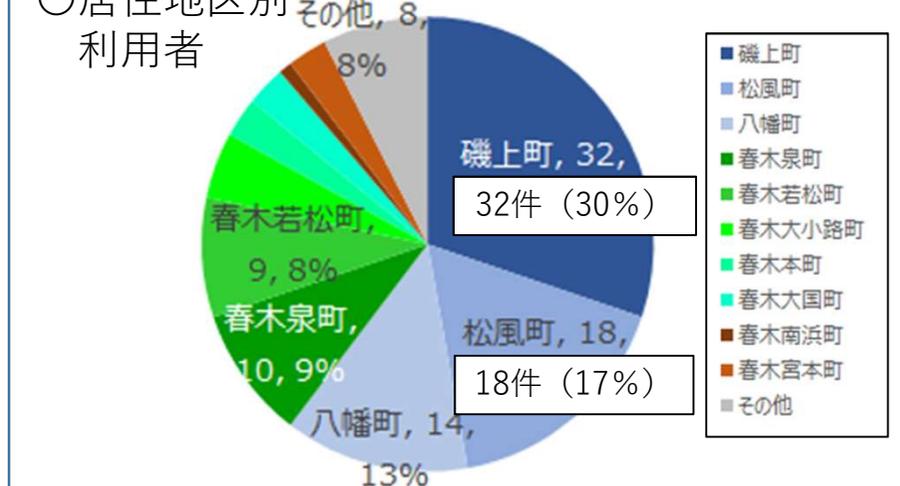
春木・大芝地区運行結果

会員登録者アンケート

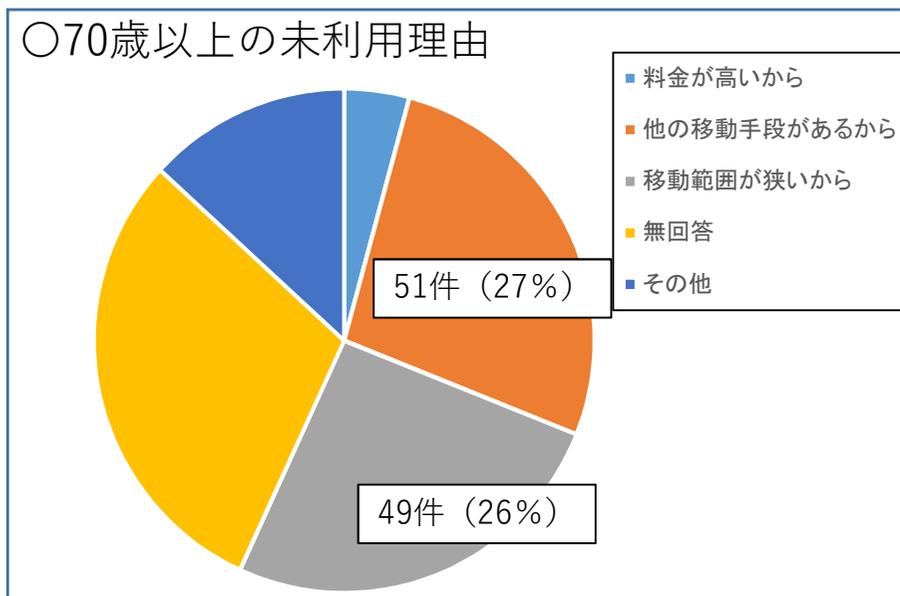
○年齢別利用者



○居住地区別利用者



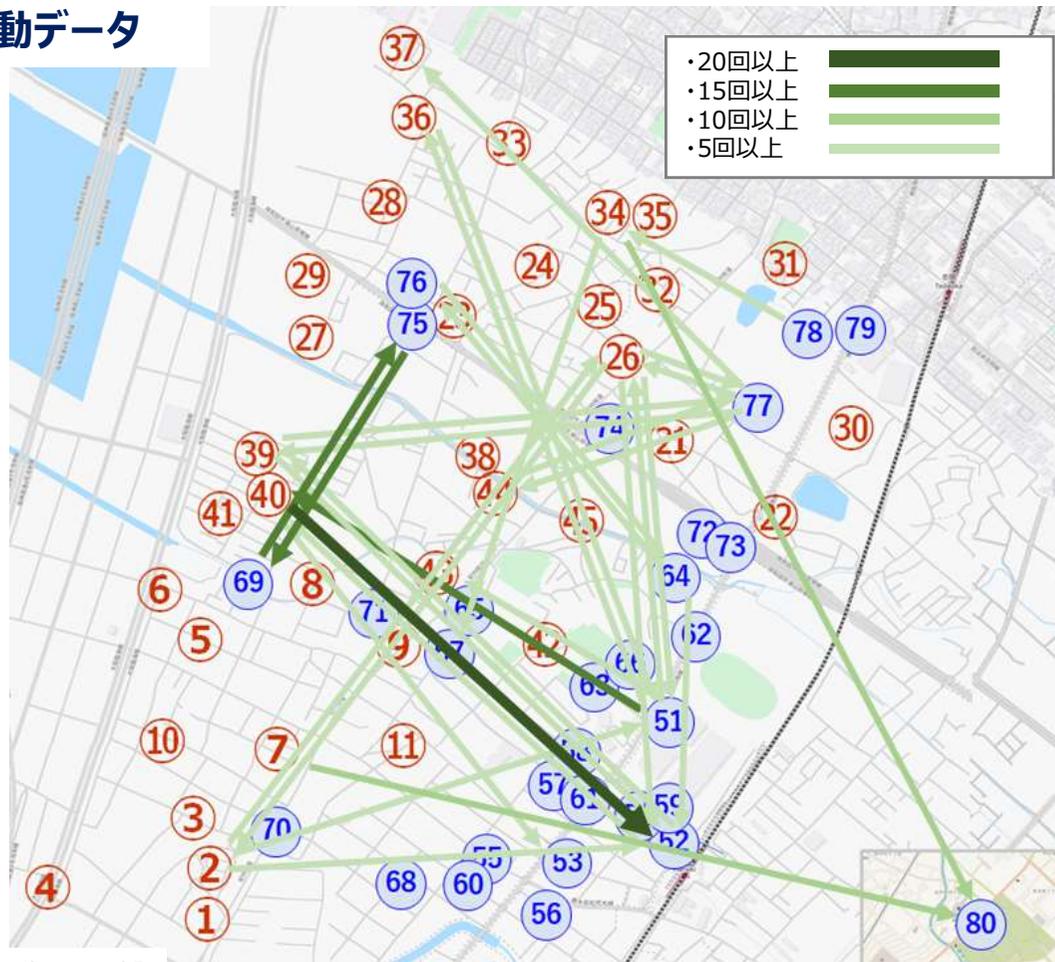
○70歳以上の未利用理由



- ・ 利用者の70%以上が70歳以上
- ・ うち、未利用の理由として多かったは、他の移動手段（27%）、範囲（26%）
- ・ 利用頻度の多かった地区は、磯上町と松風町
- ・ 地域の移動ニーズに設定エリアが合致しなかった

春木・大芝地区運行結果

移動データ



【乗降場一覧】

乗降場名・乗降所番号							
1 春木団地	11 春木地区公民館	30 松田公園	40 市営松風住宅	51 ラパーク岸和田	61 笠原クリニック	71 金本歯科医院	
2 春木泉町会館	21 大芝地区公民館	31 榎井ガレージ (春木小學校裏)	41 松風町会館	52 春木駅	62 岸和田競輪場前	72 杉原耳鼻咽喉科	
3 春木南浜町会館	22 (旧新町) パルクサイド 春木公園前	32 コーポラポールB	42 八幡宮ノ上公園	53 池田泉州銀行 春木支店	63 コーナンPRO 岸和田競輪場前店	73 岸和田ふく政	
4 春木台場青少年広場	23 誠光電気(株)	33 レオパレス磯上	43 八幡町旧会館	54 坂東眼科	64 青木松風庵 春木店	74 中華料理 秀蘭	
5 たまやま整骨院北	24 おいなりさん	34 旧粗大ゴミ置場	44 八幡町新会館	55 岸和田平成病院	65 弥栄神社	75 岸和田磯上郵便局	
6 春木大小路町会館	25 磯上町会館	35 サニーグリーン北宮B	45 天の川通り②	56 中山耳鼻咽喉科・気管食道科	66 ラー麵ずんどう屋 岸和田春木店	76 くめがわ医院	
7 井上歯科医院	26 大道町会館	36 磯上町地車庫		57 白井医院	67 JAいずみの 春木支店	77 万代 岸和田磯上店	
8 春木大國町会館	27 セジュール天の川又B	37 新開地公園		58 海鮮処 椿	68 前田内科医院	78 岸和田徳洲会クリニック	
9 春木宮本町会館	28 マンションケレス	38 天の川通り①		59 キリン堂 春木若松店	69 天の川病院	79 DCM 岸和田店	
10 旧春木南地車小屋	29 磯上町防災コンテナ前	39 松風町児童遊園		60 ㈱スギ薬局 岸和田春木店	70 岸和田春木泉郵便局	80 岸和田徳洲会病院	

【利用上位データ】

回数	出発乗降場名	到着乗降場名
22	40_市営松風住宅	52_春木駅
17	51_ラパーク岸和田	40_市営松風住宅
15	69_天の川病院	23_誠光電気(株)
15	23_誠光電気(株)	69_天の川病院
14	7_井上歯科医院	80_岸和田徳洲会病院
10	34_旧粗大ゴミ置場	80_岸和田徳洲会病院
8	77_万代 岸和田磯上店	37_新開地公園
8	39_松風町児童遊園	52_春木駅
8	2_春木泉町会館	51_ラパーク岸和田
7	77_万代 岸和田磯上店	44_八幡町新会館
7	77_万代 岸和田磯上店	39_松風町児童遊園
7	52_春木駅	40_市営松風住宅
7	44_八幡町新会館	77_万代 岸和田磯上店
7	39_松風町児童遊園	77_万代 岸和田磯上店
7	26_大道町会館	52_春木駅
6	77_万代 岸和田磯上店	26_大道町会館
6	64_青木松風庵 春木店	76_くめがわ医院
6	51_ラパーク岸和田	36_磯上町地車小屋
6	51_ラパーク岸和田	26_大道町会館
6	26_大道町会館	77_万代 岸和田磯上店
6	26_大道町会館	51_ラパーク岸和田
5	78_岸和田徳洲会クリニック	34_旧粗大ゴミ置場
5	76_くめがわ医院	64_青木松風庵 春木店
5	64_青木松風庵 春木店	52_春木駅
5	52_春木駅	39_松風町児童遊園
5	51_ラパーク岸和田	43_八幡町旧会館
5	40_市営松風住宅	53_池田泉州銀行 春木支店
5	36_磯上町地車小屋	51_ラパーク岸和田
5	34_旧粗大ゴミ置場	67_JAいずみの 春木支店
5	26_大道町会館	2_春木泉町会館
5	2_春木泉町会館	52_春木駅
5	2_春木泉町会館	26_大道町会館

実験運行結果の整理

<黄金塚地区>

- ・アンケート調査の結果、地区への周知率は95%と高水準。
- ・地域も積極的な利用を働きかけるも、収支率は10%に止まる。
- ・喫緊に需要が高まる可能性は低いため、移動ニーズの集約等による経費削減や運行ルート変更による新規ニーズの獲得、価格変更等での収入増が必要

<春木・大芝地区>

- ・住民規模（約1万8千人）に対して、他市事例と比べて会員登録数・利用者数は低いものの、収支率は6%程度。
- ・周知率に比例して収入増の可能性もあるが、実験運行では十分な収支につながらなかった。
- ・システム運用上、旅客運転時以外にも人件費をはじめ経費がかかる。

<共通>

- ・乗合率は当初の目標値をクリアするも、収支率は低調 ⇒ 評価項目等の精査
- ・課題解決方法について、地域との検証が不十分 ⇒ 第三者を含めた検討
- ・実験運行期間が短期 ⇒ 通年での実証運行
- ・運賃収入以外の収益確保（地域での負担など） ⇒ 安定した運行収入の確保

実験運行から見た再検討事項

＜再検討すべき事項＞

1. 費用負担のあり方

本格運行や継続運行の判断における基準を検討

2. 方法・手段、ルートを選定

学識経験者等の知見や意見を反映

3. 再検討後の実証

実験運行内容を精査したうえでの実証運行

＜本格運行導入基準＞

	当初	修正案
目標値	<ul style="list-style-type: none"> ●乗合率 1.5人/便 ●満足度 80%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●収支率 50%以上 ・乗合率および満足度については、サービス状況の把握・向上のためアンケート調査等を実施し把握する。
方法・手段 ルート	<ul style="list-style-type: none"> ●地域が主体となり、行政と協議のうえ決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域・行政・学識経験者等にて検討・協議のうえ地交会議にて決定

対応策
として

※補助など支援の上限については、予算額を上限とする。

(仮称) 地域生活交通検討分科会の設置について

地域生活交通検討分科会

地域交通導入の仕組みとして、地交会議の分科会「(仮称) 地域生活交通検討分科会 (以下、分科会とする)」を設置し、地域の移動課題解決を目的とし地域・行政・交通事業者・学識経験者等※が連携して課題解決を図るもの。

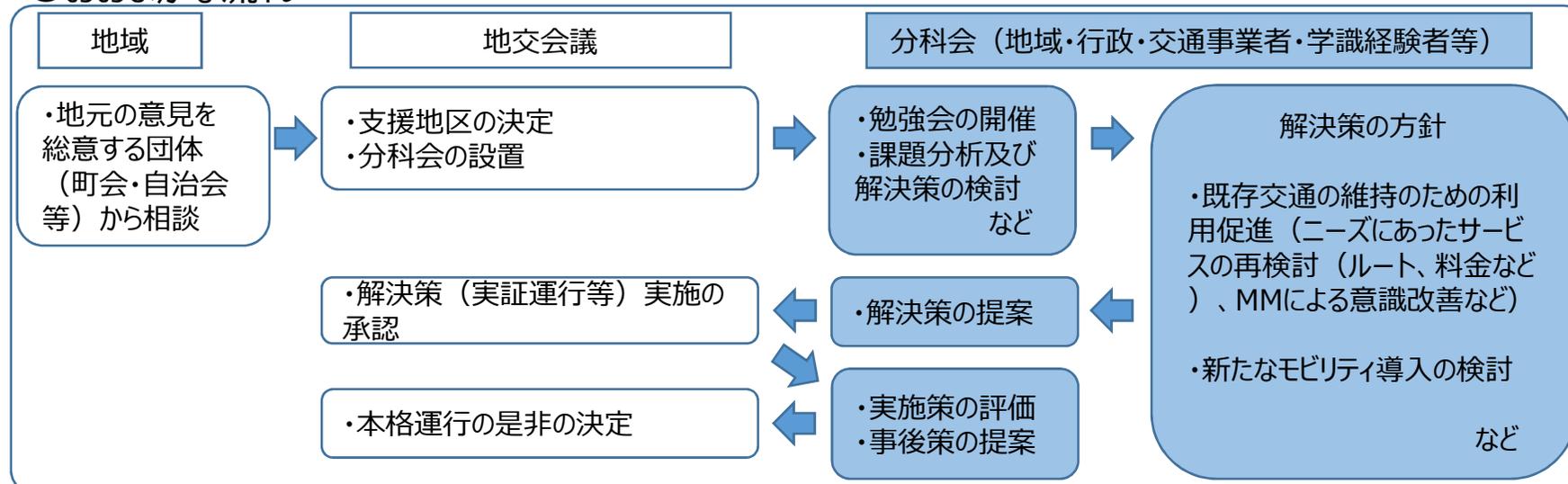
解決策の具体的な方向性の協議や実施効果の把握などPDCAサイクル等により毎年評価を行う。

分科会の設置基準

移動課題解決を希望する地域に対し、移動課題や解決方法の方向性を地域と整理。
(必要に応じて、学識経験者や交通事業者に意見を伺う。)

移動課題の整理を行ったうえで、地交会議で支援地区を決定し、分科会において解決策を協議する。
解決策の試行実施及び本格運行の決定は、分科会からの提案を受け、地交会議にて行う。

○おおまかな流れ



生活交通支援導入における役割について

役割分担

地域 (地元協議会)	<ul style="list-style-type: none">・地域生活交通の導入に取り組むにあたり、地域で話しあう。・町内会や自治会等を基本とし、団体の代表者などが参画する地元協議会(最低5人以上、代表者1名選出)を設立し運営します。・必要な移動手段の実現に向けて関係者の意見を踏まえて考える。・地域において、生活交通確保の必要性があると判断した場合は、市へ申請します。
市	<ul style="list-style-type: none">・地域からの要請により、地域の特性把握など随時支援。・申請があった際は、地元協議会等へ参画し、地域の交通状況や交通課題について調査を行います。・生活交通支援の必要性が認められる地区について整理のうえ、地交会議にて支援地区の決定を諮ります。
地交会議	<ul style="list-style-type: none">・市からの申し出を受け、生活交通支援を導入する地区を決定します。・分科会から提案された支援地区の移動課題解決策について、実証運行等の実施の承認及び本格運行の是非について決定します。
分科会	<ul style="list-style-type: none">・勉強会を開催し、生活交通導入におけるそれぞれの役割や考え方について共有します。・地域に適した交通モードなど地域の抱える課題解決に向けて検討を実施します。・運行計画の改善など交通事業者を含め議論を行います。

分科会規程の改正

岸和田市地域公共交通協議会 規約

(分科会)

第10条 会長は、第4号各号に掲げる事項について専門的な協議または調整を行うため、必要に応じ交通協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会で決議された事項は、交通協議会にて審議の上決定する。
- 3 交通協議会での分科会事項の決定については書面審議を可とする。
- 4 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

岸和田市地域公共交通協議会 分科会規程

(組織)

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

- 2 分科会を構成する委員は（以下、「分科会員」という。）は、交通協議会の会長が指名する。



別表（第3条関係）

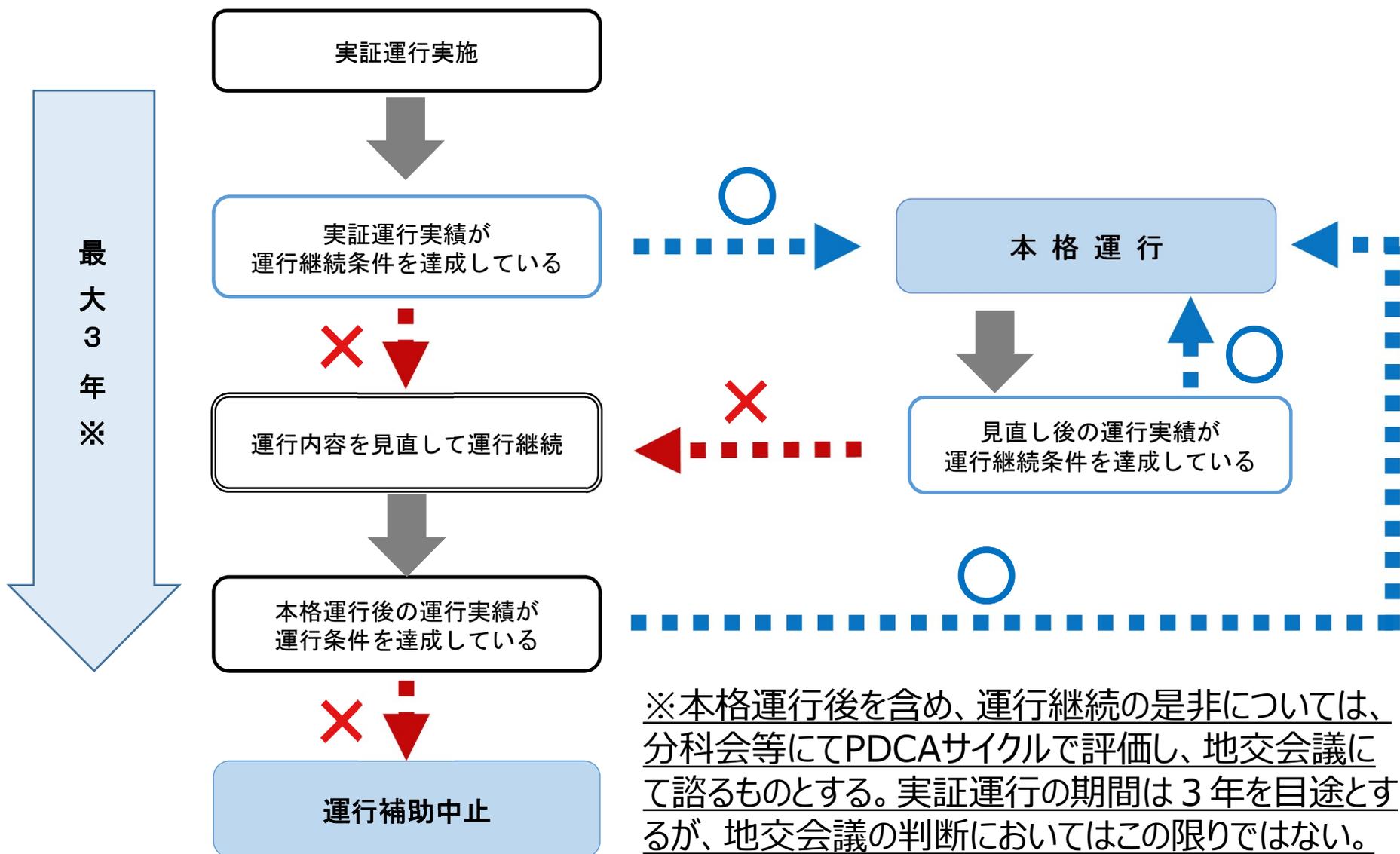
分科会名	協議事項
地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく協議会に関する事 ■ 道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議に関する事 ■ 地域公共交通確保維持改善事業に関する事 ■ その他会長が必要と認める事項
総合交通戦略分科会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市・地域総合交通戦略の策定に関する意見聴取 ■ その他会長が必要と認める事項
バリアフリー基本構想分科会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の4及び第26条に基づく協議会に関する事 ■ その他会長が必要と認める事項
運賃協議分科会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路運送法第9条第4項に基づく運賃・料金に関する事項
地域生活交通検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の公共交通に関する意見聴取・課題分析 ■ 課題解決策の検討 ■ その他会長が必要と認める事項

分科会規程の改正

新旧対照表

改正後		改正前	
岸和田市地域公共交通協議会 分科会規程		岸和田市地域公共交通協議会 分科会規程	
(趣旨)		(趣旨)	
第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。		第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。	
(中略)		(中略)	
附則 この規程は、平成27年11月2日から施行する。		附則 この規程は、平成27年11月2日から施行する。	
附則 この規程は、令和元年7月16日から施行する。		附則 この規程は、令和元年7月16日から施行する。	
附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。		附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。	
附則 この規程は、令和7年6月 日から施行する。			
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
分科会名	答題事項	分科会名	答題事項
地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ■地域公共交通活性化及び再生に関する法律第8条第1項に基づく答題会に関する事 ■道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会館に関する事 ■地域公共交通確保維持改善事業に関する事 ■その他会長が必要と認める事項 	地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ■地域公共交通活性化及び再生に関する法律第8条第1項に基づく答題会に関する事 ■道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会館に関する事 ■地域公共交通確保維持改善事業に関する事 ■その他会長が必要と認める事項
総合交通戦略分科会	<ul style="list-style-type: none"> ■都市・地域総合交通戦略の策定に関する意見聴取 ■その他会長が必要と認める事項 	総合交通戦略分科会	<ul style="list-style-type: none"> ■都市・地域総合交通戦略の策定に関する意見聴取 ■その他会長が必要と認める事項
バリアフリー基本構想分科会	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の4及び第25条に基づく答題会に関する事 ■その他会長が必要と認める事項 	バリアフリー基本構想分科会	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の4及び第25条に基づく答題会に関する事 ■その他会長が必要と認める事項
運賃答題分科会	<ul style="list-style-type: none"> ■道路運送法第9条第4項に基づく運賃・料金に関する事項 	運賃答題分科会	<ul style="list-style-type: none"> ■道路運送法第9条第4項に基づく運賃・料金に関する事項
地域生活交通検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の公共交通に関する意見聴取・経路分析 ■経路解決策の検討 ■その他会長が必要と認める事項 		

実証運行サイクル



今後の進め方

今後のスケジュール案

分科会により各地区の実証運行内容を再検討し、長期の実証運行の実現を目指す。

